

# 社会福祉法人河北会 身体的拘束適正化のための指針

## 1. 目的

社会福祉法人河北会(以下、河北会という)が運営する施設において、関係法令に定められている「サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない」ことを受けて、入居者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実に図り、「拘束をしない介護」を目的とする。

## 2. 施設内で発生した身体的拘束の対応及び対策について

(1)身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為に当たるものとして、厚生労働省が「身体拘束ゼロへの手引き」の中であげている次の行為を示す。

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴、経管栄養等のチューブをぬかないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないようにY字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する(鍵の掛かる部屋に閉じ込める)。

(2)緊急やむを得ない状況が発生し、「身体的拘束」を行う場合は以下の手続きにより行う。

緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、できる限り事前に本人(本人が判断できる状態にないと考えられる場合は家族等)の了解を得おくべきである。もし事前の了解が得られない場合には、できる限り速やかに了解を得るようにする。ただし、本人又はその家族等の了解が得られたからといって、安易に身体的拘束等を行うことが許されるわけではない。身体的拘束等は、可能な限り身体的拘束を行わないための努力をし、それでも他に手段がないと考えられる場合のみにしなければならない。

- ①第一に他の代替策を検討する。
- ②実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討を行う。

- ③事前もしくは事後すみやかに施設長の判断を仰ぐ。
- ④事前もしくは事後すみやかに家族等に連絡する。
- ⑤事前もしくは事後すみやかに緊急カンファレンスを開催し、「身体拘束」の理由、治療及び対応方針を確認する。
- ⑥実施にあたっては、「身体拘束その他行動制限についての取扱要綱」、「身体拘束ゼロ対策・その他の行動制限マニュアル」に基づき、検討事項の内容、カンファレンスの内容等の記録を作成する。

(3) 身体的拘束適正化に向けた具体的な取扱いについて

身体的拘束適正化に向けた具体的な取扱いについては、各事業所の「身体拘束その他行動制限についての取扱要綱」、「身体拘束ゼロ対策・その他の行動制限マニュアル」に従い実施する。

事業所名	取扱内容
特別養護老人ホームさくらぎの里 さくらぎの里短期入所生活介護事業所	身体的拘束等その他の行動制限についての取扱要綱
グループホームさくらぎ	身体拘束ゼロ対策・その他の行動制限マニュアル

3. 身体的拘束適正化に向けた体制

(1) 委員会の設置

河北会では、身体的拘束等の適正化のための対策を検討するため、各事業所にて委員会を設置する。

事業所名	委員会名称
特別養護老人ホームさくらぎの里 さくらぎの里短期入所生活介護事業所	身体拘束適正化委員会
グループホームさくらぎ	安全委員会

(2) 設置目的及び検討内容

- ①高齢者虐待・身体的拘束等に関する取扱要綱及びマニュアルの見直し。
- ②発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているか確認をする。
- ③虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- ④教育研修の企画・実施。
- ⑤日常的ケアを見直し、入居者が人間として尊重されたケアが行われているか検討する。

#### 4. 身体的拘束適正化に向けた職員教育・研修について

身体的拘束適正化のための研修会を年2回以上開催する。(新任者に対する研修を含む)

#### 5. 入居者等に対する当該指針の閲覧について

ホームページ、玄関前の掲示板に掲示。

#### 6. その他身体的拘束適正化の推進の考え方について

(1) 身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束等を無くしていくよう取り組む必要がある。

- ①マンパワーがたりないことを理由に、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ②事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ③高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大けがになるという先入観だけで、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ④認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束をしていないか。
- ⑤サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他に方法はないか。

#### 7. 施行開始日

この指針は、平成30年4月1日から施行する。